寛永諸家譜

藤原氏丁三冊之内一

兼通流

97

内閣文庫
番號 和 20199
冊數 186 (97)
函號 特 76 1

国立公文書館
National Archives of Japan

本多

寛永諸家系譜傳

藤原氏

兼通流

本多

丁一小家

大織冠十代

師輔

九條右大臣

浅草文庫

基通

関白　大政大臣　忠義公

顕光

右大臣

顕忠

兼家

基助

光助

助俊

助清

清家

家満

光秀

二條参議

中務

助秀

豊後岡本侍従よりてめて

如為ニ称号ト

助宗

右馬允

当氏ノ軍ニ従ヒ尾州

横根郷ニ業飯原郷ヲ

領シ志村乃果ヲ討ト云御敗亡

ヲ云フ

助政

定遍

宗忠

定助

助時

助豊

忠豊

平八郎

清康君ニ従フ

右京亮門

清康君扇を指図を忠高に申渡
もつて屋軍功をとげます
元文十四年参列安祥縄ゆる
をもつて失敗したる死す

忠高

平八郎　扇を相とお偽す
廣忠卿もつて留つる
二列安祥縄ゆるをもつて討死す

歳二十二

忠真

肥後守
東照大權現もつて留つる
武勇をもつ者にて
元亀二年三方原にて戦
死す

忠勝

平八郎　中務大輔

大権現よつゝ[illegible]仕つる

永禄三年

大権現大高[illegible]いらたまふに

忠勝仕ます

同五年今川氏真ゞ軍将小原肥前

後刑[illegible]三刑長沢[illegible]お張する時

忠勝十五歳ゟ[illegible]戰場[illegible]おゝ

叔父形部の歌の[illegible]と実倒忠勝

[illegible]ゝ[illegible]池[illegible]

忠勝[illegible]ゝ[illegible]るんで人の力と[illegible]

武功とたてんやゝ[illegible]する[illegible]歌

[illegible]ゝ池入[illegible]とゝ[illegible]人

秋田十郎[illegible]馬[illegible]

同六年三刑牛[illegible]合戦[illegible]忠勝

後刑の歌[illegible]城[illegible]と

あいてしたとき忠勝年十六なり原田
弥右衛門秋田七助つとめあるかゝ
同年九月小原肥後守長政沼沢郎と
二月右田乃下城よりひく能と合
秋田七助ゝ〳〵ひ大原ら右衛門
伊奈市左衛門同所ゝ〳〵能と
あいす
同七年二月出羽一国家一揆乃とき
忠勝棚と踰ゝ能をあしらとの事

人ゝ〳〵ら
大猷院ら仕と感じ賞ふ
同十二年二月二十二日忠勝
大猷院ゝ〳〵ひ上ら今川氏真が
を乃を川乃城とせあこむしたき
忠勝士卒を下知ゝ〳〵戦功とび
抽すこゝろ氏真降参とひ城と
獻じて出乃小田原よおとむく
元亀元年六月廿八日江乃妙川

合戦のときに勝
大将現しまうじ由つ織田
信長を攻くに人登し越前の朝倉
大軍をせめつる以陣ていとく
忠勝が武功人よりすぐれ西人之浦
竹義孫井庄こ助原田弥こ助本村こ七
渡邊忠兵衛と合わひる
射殺しあひ首級をえらり
同二年九月下旬武田信玄を別

見付の道こ初て鎗井よりる
と記
大将現ちしをきうめ三加野こ
いら河坂をあつてあくこまたた
かしんとまくこ天竜川乃道こ
のぞみ給ふ先陣ちでふ三加野乃
竜こ初ておもしろく敵兵味方乃
ちらへとさんぐしてをとた乃
方こ陣をすれ勝こ機とあつて

大猪現ずしてはげしき風雨にていとく
今日かるべたかつるれしかく
軍をへし終に敵兵大勢に
ちかく迫り由乃戰場を陣
小勢にて陣場をかず
敵を天龍川を越て迫る事
わづか彼がるべ川とわるるとびく
お敵に味方利をえんるこびあ
らばなるべ

大猪現ずしてこびひくすかいち
御屋陣あるとき命とかうち忠勝
ちかくひし兵を率く伝兵とふ
すぐ御屋人多ふちれよるこびふ
忠勝とるもちこ加野て池もむ
き兵と下知して見付の町より家
上海と敵兵わるく西道ちをひ
こうあるひ敵人大勢
義方と云く見付乃宿り先と

しるしめ敵兵はせまるとて終
味方の兵と云うぞうしむ忠勝すでに
一云仮りていらう大敵の競まるもの
殆大うたかひおあるべきなる七八度
ことれ少へうり敵兵近るのあることすべ時
榊井庄助二浦行義大原紀三郎
宗田五郎右衛門大原物右衛門くたかひ
あるひいらうを力ひ首級を切武ハ
鉄炮をしるう詰の兵をしるをはるよ

味方諸軍みな天龍川をとるるの
をはるう忠勝岸とるるとき敵兵
はるこぶるこはるこ何通よいうれて
のあひだおるふる一年でしるう
しうど敵つ井ーうりとりぞきはう
大橋現はるとき古田植松の通う
とぐわ忠勝ごうるとはうはうれを
祝ごうひうはひ汝が今日の進退感
じ所しめとてるうはうこと

家臣乃良ねたちと乃ゝ博ひ刈
浜松の城ゝいるゝせ奉ゝ敵兵も亦
忠勝ゞ大勇と感じ一云吸よゝ
義書とゝらせ人乃あもねゝ
とゝらゝたち
同年十二月廿二日ゝを刈ゝ三方原義
乃とゝき忠勝先鋒とゝら兵と率
先登ゝゝ絶をあゝす忠勝ゞ家
人荒川義広郎も博ゝおゝとよ敵と

絶をあ先義広郎ハ討死とゝ中為
義広河合又五郎為門越中等同く
うゝ死ゝ稱井庄助首級とゝらゝ
忠勝つゝゝ勢ゝ敵陣乃一方とゝう
破とゝ甲州乃兵味方へと
繁軍為とさへぎんとす此ゆへ
味方引返とゝ敵兵跡とゝゝ
屋敷迄よいゝ味方兵もでよ
おやうくみゝゝき忠勝流辛よ

下知して列位をとり乃へ軍と合し
して玄默口をとゞめ演説すいとゞ
元亀二年五月二十日二刻長篠合
戦す
大猷院殿勝とゝく軍を引かし
給ふ武田信玄乃いくさ甲刻
乃会い給ひ御後の勝敗を
ゝらず馬をせゝ和戦とき
志ゝび清軍乃おゝ柵とゝ
ゝ

ゝこゝゝ忠勝ゝしゝ鉄炮
乃ゝのをゝゝび柵際ゝ居しめ
下知ていゝゝ敵ゝゝゝゝる
ゝゝゝゝれをゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ敵乃諸兵競ゝゝゝゝ
鉄炮ゝ撃報ゝゝゝ敵軍級を
する場英法心縣こゝ兵隊甲
刻乃勇士ゝゝ
大猷院乃軍ゝゝゝゝゝゝ

西人原田伊予助敵陣ニ突いて
敵の旗印をとらんとさゝぐ
武田勝頼本陣乃旗勢もてゞ乱て
西之せんとするとき忠勝こゝと
参りあひたゝかふ
ゝをひく
大将現乃旗印をくすみ織田
信長後詰をし給ふ忠勝引卒よ
命じて結をるべく突もみく

忠ゝ引れをうつ勝頼後ゝまぬ
ゝ逃さらぬ此時勝頼が西傳の
さ地と河方乃長よとし敵ゞて
ひけ引たしい山ゝ地るさ地ゆへ
ゝを引ゝるもら彩き
旗印とさゝげゝ上ゝ上ゝ
をひく忠勝ゞ西人槍金平長ゝ
石場山縣山田別の者ゝ見ゝ
ゝとして敵ゝる

事なり

大猷院これをきこしめされ

しげるの山戦乃あひだ敵二人

松乃樹のうへにあらはれ

大猷院忠勝ゞ近人角門傳十郎勝次加

藤助命じて遠ちかしめ

寄届ふたの一人をうちとりて敵

討死し傳十郎疵をかうむるとそ

山ひかる敵を物とりもちるしゝ

おのゝとゝ是をと軍令ありまくく

首級とうちへす

同年

大猷院を刀二俣乃城とせる鳥羽ら

陣をとりはらひ城の周ふ川あら

忠勝兵を川乃邊に進め敵

と桃戦山とき榊井庄助首

と捕松平源五郎疵をかうむる

同年を刀高崎とせる中記

忠勝作をうけ給はりて兵と率て
急よりしをせめおとし城を攻落
来て

同年八月十八日

大權現駿府原乃城をせめ給ふ時、
忠勝作をし戦功あらはしき者人
中根の右馬討死して戦
同年を別小心合戦し忠勝作を
取人中村与四郎二郎小野田与一郎

紙を合せ松下三郎左衛門小根
沢八郎討死して渡邊金作矢と敵
同至こ義をくたかし
同年大井より出陣のとき作を
同六年二月後別へ沙進義乃時忠勝
作をうち給ふ時ふたゝび同口を越後
府ゝ入さにをゝ敵拾乃城と
おくこをさへぎるに忠勝長成
うちやぶりそ通路とらとして

歟ゝ田地をつくらせて

同七年田中河進殺のとき忠勝任

ぬして

同八年六月十七日を刑部丞天神

乃城せめたるかゝるとき忠勝出人登し

抗辛と下知して的場口乃柵とや

ゝる敵人同心忠二郎日を小乃忠

つゝめゝゝかひ同心歟と結と合て

同十年

大檀那河原伝也乃歟ゝ

彩別堀と河原乃ときの的智光秀

伝也を刺して河内石治場よりく

光秀とうたんゝ飯豊八幡宮ゝ

いゝゝ河原ゝとき忠勝いさめきく

いゝくゝも参別ゝ加ゝく

番兵とあげ賊と謀せる屋し

今為小勝をゝく河ゝ入不幸

ゝく利をうゝ河ひゝ河ぐし加る

屋ゝずとゝるゝ

大猷院ゝゝゝ

大ち勝利をえんとせし所に秀吉是と
いくさ法軍を率ゐ長久手ふ
いたり龍泉寺乃高てむうんかた次
忠勝小牧よりうく酒井石川て
猶くいくさ秀吉長久手おとして
主座よりすぐて秀吉の本陣とせん
ちうにをひくふ波おはて敵とうけ
るもず敗亡せんとふ石川吳心ある
少人うて主張よりそがひ是ちう

さて忠勝孤全年を戦場よりたちて
の内ちとときとあやしみあへくい
やとかくとして酒井石川てもと
ちうはせとちうはれ留守を人とが
かもず毛戦場てはおもむんとく
ちるもち兵と率ゐすみゆく時
全年敵とお毛て岩級をはく
池てち忠勝て軍事と若忠勝
秀吉乃大軍長久手おもむくと

ゆくゆくいよゝ兵をすゝめ急ゝ進く
秀吉と組てゝ小江と陣をとりおなじく
ゆきまゝゝ見物として秀吉の大軍
うしむかいしむ時ゝ忠勝が兵後
ゝ二百ばかりといへども五ゝ間よ
ゝく秀吉数百乃兵よりおそれず人
見と大勇とを秀吉も感ぜられと
感じて秀吉出久手合戦をとゞめおき
大権現兵をおさめ小牧よりせ後を

ゆくゆくの進退義あるゆへと感じゝく
ゆゑ陣ゝかへるゆへもきこえ勝又小牧
いたるゝく
大権現ゝ信濃ゝ向ゝ向ゝ向

[illegible]
鉄炮をうつこと[illegible]敵の人
[illegible]を殺してそれ形勝をうつさこと
はなはだ[illegible]忠井らはうつるとなすこと
ちからをあはせ敵陣よりはせいれて忠接
その先を[illegible]おはせうつる後はせ
忠井うつんとなすとなすとて是と
さづく忠接馬をうつ[illegible]おそれなる
こまよりうつ敵すうはすはせゆうて

忠勝つ井よりは陣ていうをうつ伝服する
うつごとしと感じ[illegible]はなるとい
勝刀と忠勝うつさづくはせよりはく
敵人なを毛平三郎忠政たうは接門
首級をはるもと他日秀吉たたう
うつていくく忠接小勝とうつく
敵大軍よおそれさるを事大勝なると
いはるとあるく人忠勝よ此事と告
それば忠勝がいしうつ敵秀吉と勝と

あるとかあるとかならば唯一戦して討
死せんのみなるべかりしかども死せざりしを
河を渡り秀吉も久しくいくさ年
をかさねかねたるにより陣
場をはらく
大檀那ゆるび勝利をえられんとて
同年閏月鎧に合戦より忠勝軍功
あり面人なる事無比類武勇
次撰金壱万両廿年十郎為
肩級とえらり
同十六年忠勝従五位下に叙し
中務大輔に任じ
同十八年秀吉小除武を征し
利別小田原乃城をうこを
大檀那会を率く秀吉に参し
ときに忠勝伊豆をとつる一方
演武を為る秀吉
大檀那にいたく小田原に居

数年をへて久しく日を遂て国
家をたゞし志をれど関東の流浪
物ものし小隙をうかゝ属もとゝのゝ
ゝ乱をもとめつゝ志をれとも引ひとゝ
大樹現忠勝をめ〳〵このゝ国ゝく小隙
たゝゝ左文山帝乃流と国ゝらしゝが
義流乃後玉縄の流ゝ無其ゝ国
しゝゝゝをめゝ降参せゝゝべし
こゝゝ忠勝陣流ゝゝ人新銭

泉屋と呼〳〵お流し都銭と玉縄
ゝゝゆゝめ小隙ゝ叔父の備ゝ達と
ゝゝ流と国ゝ功とゝゝゝる
ゝゝかゝゝん事と流ゝむゝゝ
をゝ〳〵左文左文ゝゝゝゝが
ひ忠勝とゝゝ降参とゝて質
と献ゝ小田原ゝゝゝゝゝゝ
をゝ〳〵忠勝奏者ゝゝゝ
大樹現を流せゝゝ乃ち秀吉ゝ

渡せ候む秀吉より
忠勝ゟ有馬ゟ
得門殿ゟ名さとゟ
へなりと感ぜ候ふ秀吉後
野淳正本村常陸ゟ
東乃御城とせ候む忠勝と
こまこ候間と業門者と
て五月上旬小田原とゆく江戸作金
左氏東金龍南ゟ乃御城とまこゞへ

六月ゟ付乃城とかこむ後野淳正
共と形くこまれとせるといへども
城ゟぐおちず忠勝大ゟ乃にて
せめ申一方とやゞる時忠勝ゟ郎ゟ
こ宅理ゟ和於ゟれた濃ゟ強ゟし
たくく一番こ殺とさげく城の
門より乾金ゟ八幡をあゝす多門
伯十郎ゟ加ゟ平次八ゟ射ゟ伯十郎
河合又五郎蜂次郎金ゟ多ゟ

をうちぬ下野八幡宮北条
江原市四郎兵衛小野田彦五郎
うち死をしてをく城中降
せんかを信ずるとうけ
とりすでに小郷弥左衛門
小田乃長と和合するべく八王子の
城を攻落して兵糧をとる秀吉
大猷院殿信濃国より伊豆
国をしめ上総下総安房と給

七月廿日氏直降参をふかくし
九月
大猷院小田原乃城をうけとり南ふ
ちにをひく関東こと〳〵くたい
きぬ秀吉関東八州をとる〳〵
大猷院殿さつ者ふ七月中旬ま
秀吉野州宇都宮へいる
忠勝をよび南ふ忠勝雁南ら
地をくこれを渡しをとる秀吉

一胄を獨くいよ〳〵世胄ハ奥州
ら秋ぜるごとくに作者忠信が胄
なるらんとぞ世胄と云ふとして
ものいかゞせよとひく〳〵世ゆるぎい
雅ゞ云ふとぞきとる忠勝なるら
ひ載して寶と子孫ようふ
大権現忠勝と〳〵と伝ふ乃内
をひく十万石を領ら大名の
地ゝ居ひ

文禄元年秀吉朝鮮を征せんが
ゆえ肥前乃國名護屋城を築
と記
大権現忠勝ゝをひきゆ
忠勝出生地となる
同二年肥後乃国梅小路第一揆と
おゝ寺河秀吉名護屋にありて
後陽成天皇幸也ゝ命じく
無と幸〳〵ゝ

章長年齢幼弱なる故へ
大猷院殿様へ忠勝を召しく
章長より副しくゆるしむ事有
るべしく忠勝章長とあるべく
紀後肥後乃境小関よりまで時梅小
もでゝ除せしめるとゆへく忠勝章長
と切るべく先遠慮致すべく
らべき忠勝年のときつゝ
庭乃さしまをさして戦場へ

おもむく
大猷院殿様へ庭乃さしものい
ゑ敵の右側たちられと敵に
廻しこるるすもの牛与次郎
とゝもくたれを廻る
寛永五年
大猷院伏見の城へおり向す時
上杉景勝奥州へ謀叛
大猷院様と征しに廻ゝ

江戸よりいらつせられ野州小山へ
進発し給ふ此ときに又石田治部少輔
三成叛逆をくわだてつるふるまひ
上方ことごとく敵となる事を
きこしめし福島左衛門大夫池田
三左衛門輝政黒田甲斐守細川越中守
浅野左京大夫藤堂仁右衛門尉加藤
肥前守黒田甲斐守大谷
刑部の流大名より命じまゐらせ給
上方をうちしたがへ忠勝なら
びに小平伊勢守直政をも
ちゐらるるにあひとへ法将と節
制せしめ給ふ日と御ともの
尾州清洲城へ命じ給ふ軍の
議にて直政忠勝下知をうけ
給はるこころ
をのくうけたまはる事を
七月下旬より直政忠勝両人
命じて彼平乃城をせめたる

江戸より注進して九月十四日

大猪狩流別番頭　　茅沼の時

流狩をせるに猪くさきつる

四月後別の中村一角が云大垣乃敵

云とおもひかひ刑とうし

なひ云とこゝろぐらるるあるゝ

たてゝ

大猪狩忠勝亜政をめ〳〵のるまゝく

世間よりおそれをすゝふ事

あるゝ逢て後別乃云と

おさむ〳〵とたゝ忠勝亜政二人

甲冑を云するよとゝ

うの地よとゝむこゝと池て下知て

味方の云下知よこゝひ〳〵刑ひ

こゝゝ敵ゝられと近てあゝ

ゝにとゝ人みるゝたゝと

しゝ西と紀元大坂して南文

ゝ乃がゝ陣を法方の云

これをうごかすものあり忠勝がいとく
此敵はかいんとしるるよあるべく孤人
心と号して事なすべしとしるる人をも
かとて忠勝がいとくたかひすべよ
迫よありてかくかいんとをばさとひ
心よありてとしるるぼこふこるき
おもてのかるるものは戦陣きとこる
ゆしと人みな忠勝がとれ軍機と知る
こと感じて十五日に成瀬
鴻津守喜四郎が長と関東て
をひく大よたかし忠勝よ
名徳院殿ちまちさきはふ小
こちれこ本望をもとて長九すお
曽名をるこ雲に陣て
進ぐつとめくかふとき鴻津が
長秋肥をとりて忠勝が二日て
あらまとしまとしまとし枕金手をる
を忠勝こさづ忠勝こ

家康ニ対シ敵ヲ
二成多級ニシテ伊達忠勝首九十
余級を獲ず
大猷院ニ対シ奉リ乃ち実検し
給ふ時ハ痛ハ
給ふ捷を奏し
給フ事ハ忠勝 御前ニ
あり〳〵接拭し
日痛ハ乃武勇ハ
こゝろなり痛ハ忠勝ハ今
度乃下知ハ
給ふ少〳〵
給ふ事ハ
大猷院の乃給ふ中務ハ
今ハ
しゆ給ふ事ハ忠勝
弱敵なりとして
大猷院御入洛あり二成多深せ
給ふ天下一統して
同六年大多喜を

勢力衆に抜んでて高くなり十万
石と称せらるる大名五百石となる
源男忠朝卿
西の大功あるふらしてなり
同十五年
台徳院殿参内
御所に御猟し
みな勝ちをかちとる
来賀したまふ忠勝事なから
源氏之

方原に出陣し出陣ならむ時の勝氣も
世間に聞えよいとたのもしく
同年廿三歳にして卒
源氏良伝
大猷院殿に召しられ初て
出陣

忠政

平八郎

英雄記

元亀十一年忠政十六歳ニ成ル
忠勝ニ従ひ武州ニ罷出
せし時ニ大手ハ小田原
下総を実報し首級とる
事ハ忠政被仰付
あるハ時枝村ニ於て四級ニ五七騎ノ
四郎源左衛門永田角左衛門
ハ忠政ニ居長ル平岩主計
此三人同所ニ有ル
有り秀吉ニ
ハ八王子築井新右衛門
ハ忠勝ニ
ハ三年後五位下ニ叙
英濃守ニ任ス
同五年忠勝
右法院殿ニ
任刑部少輔ニ
戦功
脇刀ニ
ハ新右衛門
戦功ある
敵城

をいで刑部を忠政ちしをうち退
たしし忠政すみやかよしたと
すれとも人々軍令なきゆへ
士卒を下知せすして徳川方と
逐ちらす西人後世ハ長田
角右衛門ようたかつもてすして
名誉院殿ようやひ事ちらて
四十五年忠勝ゆ遺跡を相続ちら
業績乃ち一方ならと称賛

四十九年十月指別大坂陣のとき
忠政先鋒ちて列ちて天晴
ちあり
大和国業田山ちて陣とちたふ
とき伯ちよりたのもく忠政業田山の
下本陣ようちて居ちてちたち
名命をかうちて天満ようを走き
仕寄築山乃ちと出ちて忠政
も陣ち別ちて陣場ちとく

攻戦乃備と仕候て大坂ゟ和泉
ゟ
ゟ
名護屋殿ゟ伊藤
ゟ
ゟ
ゟ

給米総合十五万石と仰せ付
寛永三年
台徳院殿
将軍家御上洛乃ちに二條の城に
り幸あり
将軍家御逝乃ちあつて伊豆国
ちに忠政詩ありて伊達政宗
伊達仕下つて叙し給ふ御
同八年忠政

台徳院殿御不豫のうをきくと
みやうり姫路を出発し
ちに病よりかくて年を
伊名道悟

忠明

四記　出家寺
大猷院
台徳院殿ゝ逝給ふて
家光五年実系合戦ゝ給ふ

忠胡殿ハ十九歳なりしが
為津ヶ原より述いまを献二人を斬
殺す曲人山口主水永田角右衛
加藤左馬之助ハ吉原
新助也野新四郎三郎ハ
首級をえらし
同六年家臣五百石と成らし
上総乃国大多喜城へ居し
同十九年大坂陣ハ忠胡出造
ロ口陣をとる十一月上旬城
の兵略野といで作戦方更
と合戦し
大坂城
名護屋殿ハ出うめ登日
三宅甚七郎を上使ハ
仰あるよし明野をもむき
仕寄以下の事を下知これ
きはをいざるこ献いたる

少人なる忠羽も海をこゆる事叶はとう
ゆゑ海をこゆる備を海うく
元和元年五月七日大坂合戦の時
忠羽ゆゑ遣せさるゆゑ加藤
左衛門守が兵と和わるる事数度
なる敵二十人ばかり結をとらく
あらひひらむ忠羽をしたがへ下り
ひとりきく二十人ばかり敵を
つもあたかてつ井ふ討死て

武人小野勘解由大花作を当て
かひ死す忠羽がたもとをしく
同拵七兵衛加藤忠左衛門根拵兵衛
清水兵衛つ石川清大原七五郎討死
義兵衛吉兵衛つ蔭年源兵衛大橋
加兵衛七郎左衛門八幡七郎兵衛当一
不ゆゑをしく討死す同坂兵衛
守大原地右衛つ柳田左衛元石川
金治郎屋田伝十郎左衛門兵衛

小幕動有り門田清左衛門
川崎市右衛門宇佐小右衛門田藤
五郎兵衛を加へる兵忠胡が一子
若年家級と雖も
敵ごとを館乃敵をうつるる
忠政
大猷院の御代に感物と雷
治十郎大原地右衛門柳田左兵衛
只右衛門小藤太郎等乃五人
うさづくみるるに戦る絶
を合もるるものたち
忠胡三十四歳にて死す
法名泉光院

忠利
平八郎　中務大輔　生母上総
母八巻清三郎伝庵主の娘

大猷院乃御孫女
忠刻
大猷院
台徳院殿
将軍家ゟつくさるる
元和元年大坂御陣ゟ後
ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
元ゟ
同二年

台徳院殿第一乃御姫を忠刻
姫ゟ[illegible]
同二年来[illegible]十万石を[illegible]
播州姫路の城ゟ住
寛永二年三十歳ゟ卒
法名宗雄

女子
松平新七郎光政ゟ室

母ハ天秀院殿
右法院殿第一の御姫

政朔

甲斐守　生國上総
母ハ上杉弾正少弼
大膳亮
右法院殿
松軍家より仕へ奉り
寛永十七年従五位下に叙す

元和元年大坂合戦の時首級を
挙る
同年政朔　初て奉る　叙爵
忠朔が遺跡を継ぎ大番頭の職を
勤め万石を領知
同二年封をうつして播州龍野
乃城に居る
寛永八年忠政が家督を継ぎ
播州姫路乃城に移る十六万石

を給わり
同十一年結城より伊達へ下り
叙し
同十五年政宗姫婿より
し厳四十　法名龍沢
忠義
能登守　生母伊勢
母いとよりの子
幼少にて

大猷院
台徳院殿より御諱
元和元年閏六月十九日従五位
下に叙し　能登守に任じ
同二年に
将軍家より御
寛永二年
台徳院殿より播州
四万石を賜わる

同九年一万石を加へられる

同十五年

将軍家乃御をうけ給はりて

播州とあらためて高砂を川

の城を給はる七万石と称す

忠幸

唐之助

寛永十一年十一月廿八日卒

政勝

将軍家を為て給はる

四記　生国上総

右徳川殿

将軍家をつかへ給ふ

寛永八年

右徳川殿政勝を高砂別て播州

乃国より四万石を給

ひ姫路の郡内に住す

同九年従五位下に叙す

同十六年政朔卒す遺云に

ゝ〻〻政勝その家督を継とゝ

政軍忠乃作ゝ〻ゝて播州姫路

をあゝ〻ゝめく和州郡山の城を

ゝ陽ゝ十五万石と称す

同十七年従四位下に叙す

政長

政信

勝行

動右衛門　播州姫路に住ス

政勝ことゝ奉ゝ〻ゝるとゝ

七郎兵衛　生母同ス

政勝ことゝ奉ゝ〻ゝるとゝ

八郎兵衛　武州浅草に住ス

寛永十六年政勝政朔が家督を

行ぐと紀

將軍家乃作りたまふ勝行長

和刀乃四つ[illegible]別よ四百乙

を作らる

政利

彈正忠　まさ[illegible]同前

家紋　九四つ[illegible]葵

本多

面倒よいよく光勝ハ本多平八郎
忠世後ハ左衛門が弟たりと云し
志うるとも記ハ本多四記政勝紙記
忠義が先祖たるべし志うるとも
いま政勝が面倒を捨ぶるゝ
光勝とのせもて此少へ別ふ
光勝を先祖となし志うるく

家僧となりてうせる

●光勝

年二

忠光

年九歳で討

伝後

百助　後にハ底なきものとあらむ

母い九鬼某がむすめ

東照大権現に仕へ奉りて

永禄二年今川義元合戦のとき

大権現大こまの城おとし給

義元討死のち

大権現軍を引き退給の後

還御のとき敵の矢石ふるく

流をさへぎらんとす伝後ろをへて

ちをかけ敵を追ひ
ぐくかけよせくたるを一日の
うちに七八度をもちたしよりて時
事ゆへなく岩崎の城に入をもち
ちぐ〳〵軍功あるふるもく参別
一文の城をもつて兵をもて
同六年今川氏真大軍を率く
一文の城をせむ信俊防戦ともども
ちぐ〳〵かあやうしもしも

大猷院様敵を殺し敵軍をもせ
ちぐ〳〵ものもく敵本陣に退ぬ
ちてにをひく
大猷院様と帥〳〵せられ氏真
兵錦武田信虎兵八千を率ち
沼を三〳〵掛原集をかるとへて
おく〳〵かひ敵数人を討捕ちうしも
敵兵をもと競すむ集をかもでよ
戦死せんとするるに

大伯皇女かへらせ給ふ　伊勢
伊賀も国こ池の敵数人を射倒
山辺へ引退く命を全ふす
大伯皇女二千を仰て氏真伊賀と大
伊賀の国に伊賀伊賀戦場と
池の谷に氏真敗北
同年冬月一向宗一揆乃ち紀伊後
こゝ軍功あり四大寺よりも
合戦乃ち敵数人を射倒

同十一年
大伯皇女紀伊国へ
入給乃一揆ども小蜂起す是
水野小笠原八郎
ら伊後　作をうけ紀
波地へ引ちれを平治ども
を城に宇布見
幕下ふ屈して　名命を
伊使者ありある時

織田信長より使しとして伝長百人
をあつめ京都をとうぶ伝長の居光
乃太刀をうばひ黄金をとりこる
元亀二年武田信玄甲州より
お浦のとき信後濱名乃城を攻
信玄ひさきをうばくのとき濱名乃城
の通をすぐ山へよりまとせむ
とうぶあつまと信後この
城を稍能とせりをとうぶを襲ふ

あさすして打かゆらぬ
天正十年信長越乃時浮つれ
をとうぶ甲州川尾をうばうと云ふ
いらく和睦せんとす川尾をば
ひのとうあつまみづく信後をうつ信後
丹を向へ討死を　法名浮真

集

隼人

集

藤四郎

大権現より仕へ来たる

慶長五年石田三成謀叛の時御役と

して御加九鬼が城へいらせられ

親族なるに三ヶ所と九鬼加心

あらざるとして殺し

伝勝

百助　後は左衛門尉と名乗りしむ

母は小栗又市が娘なり

寛永年伝加真田庫乃助

古法院殿より仕へ水野信吉等

伝勝　作小栗大善記とする

世に記す命とうけ給はり

城外乃田とられ敵兵と世ごと

す伝勝が組する軍功とうけ給す

ふしら書頭とあるあるはらら方
をあづる
大坂西度乃御陣乃ときに
右徳川家康ゟ仰付られ
寛永元年
御軍家御入洛の御供奉として
迎藤左見守ゞ妻
女子

安藤帯刀ゞ妻
女子

長谷川藤後守ゞ妻
女子

木村久義ゞ妻
伝次

百助　母い三ゟ力七郎守ゞ妻
右徳川家康ゟ仰付られ

大坂西度乃御陣ハ御供仕候
寛永元年父伝勝と申すべく
将軍家ニ召仕へ申候

伝右

次郎右衛門尉
右馬頭殿ニ召仕へ申候
小姓組ニ番を つとむ
寛永十八年乃冬
初軍家の御供仕り申候仁左衛

等とおなじく
竹子代ニ召仕へ申候

女子
長女ハ五郎右衛門が妻

家紋　三葵を養

国立公文書館
National Archives of Japan

本多

先祖い城川の関白豊通公より後流
たる黒代城別荘宗那賀義よ
位を忠次が五代代おりて二別て
三ヶ所賀飯那伊賀に居を
三ヶ所といひ伝ふ書籍失するて
ようやく所にあるこゞず

●忠俊

勝大夫　冬別　賀飯城伊奈を領す

忠次

彦八郎

永禄七年　東条河のほとり

東照大権現の麾下に属せらるし

紀今川氏真小原肥前守に命じて

吉田の城に居しめ給ふ忠次

忠待て西にくいたる吉田城を

家康みづから攻撃給ふ味あり

大権現ふたゝび三道にわかれ御ありて

さきに忠次先鋒となんとる

大権現ちかくこゝにをしよせ給ふ

ものゝ紀松平丹後守ひとり忠次が

幕下にて屬し西つる等

といふとも敵と戦ふとゝ小軍ゆゑ

しらもぐく　御馬をいどまん

年を積たりにをひく
大檜隈れい進致あり忠次出登しく
軍忠をとげまつりとゝゝ所の寺
ゆゝと称くゝ乃ゝしさるゆへて
大檜隈御感書をゝびゝ食邑と称ゝ
忠次ゝ西人中西御使中西伊豫戸田
丹波小栗源左衛門人をゝゝいぐ
さゝくゝ来北五十貫と海
ゝゝ

天正八年忠次を別演松乃城
ゝゝ中ゝゝ西ゝ忠次病おゝく
いまゝゝたゝ称ゝゝ作と
かゝゝ嗣子を求ゝを云ゝて
ゝゝゝをゝく作とかゝ酒井
左衛門尉ゝ二男をゝゝゝゝゝゝ
ゝ忠十七年六十五歳ゝゝゝ死て
法名松見

光好

源頼亮　東条の殿より生る　法名善宗

永徳七年

大内殿を浄礼し奉り演松乃城より

しるしをつくる間つるぎ

兄忠次病者となる故家督

を光好に譲り隠居

つるむばきもの　伊賀の城よりいるるとき東条の池尾

村にて死をとる

好沢

白鳥の村　生母東条の

かめ下総の後沢より出る

好房

母沢殿　西条の殿より生る

寛永五年　しめく

将軍家より御陽小姓組の者と
つとむ

康俊

永八郎　遠藤助
忠次やしきにすむ実酒井
左衛門の二男なり
母ハ　清康君の御むすめ
天正二年　康俊七歳乃記

大猷院乃御ときに人質と成て
波乗乃城よりいる今年五月武田
勝頼と長篠にて合戦の
ときに織田信長　信長
康俊が賢くるること
奇代なるを大ひに味方大ひに勝利
をえたり
同十年　御前にて元服し
御諱の字と中務乃康俊と号す

同十八年和州小田原陣の時康俊
作りまゐらせ人質と成て聚楽
ゟ出ル
同年関東江入国乃上洛乃日
小藤ゟ為御使
芸州元年迄五位下ゟ叙ス
同五年関原陣ニ御供つかまつる
出羽守乃ゟ
参州吉田ノ城ニ留主つとむ

同六年二月西尾城を御請ス
乗地二万石を給ス
同八年
大権現様軍宣下御賀御参 四の時
御年十一歳 康俊ゟ
御供を仕つとむ
同十二年
大権現参州ゟ御鷹狩ニ西尾の
城ニ 渡御あらせられ 康俊御膳

を献じて出羽国寒野の湯より
西尾乃城より渡御しなされ西度武い
六日あるひは七日毎度御賜と献じて
同十九年大坂御陣乃ときに唐後位
をうけ給はらせ河内賜城
加増して十月四日書を給はる同
月六日賜ハるよしにて
大猷院二位様より美濃の国　作と
うけ給はらせ河内次郎より玉角法

をもつて仕出乃民出賊とおもく
山林にて乃ぐしてとかくに業法
さしむるよりも倫おゝ酒より庫とと
元和元年大坂乗陣のときに河内
次郎に庫すとも　信と称
ちらく仲と松原より選し家臣に
乃歌をとゝ沙羅城乃とき城中より
八首百十三級をえたり
同三年河内賜ハるよしにて

食邑二百石と申渡る

同年

右徳川殿御入国に付乃紀藩初め

御家来御御康後れ藩

と献ず

同七年五十二歳にて卒去

法名徳蓮

後次

下総守

母は菅沼織部正定盧がむすめ

寛永四年

大猷院

右徳川殿を為て

同十五年従五位下に叙せらる

下総守に任ぜらる

大坂夏の御陣に父康綱と同く

御番とつとむ義抽の時後次を同

肩級となる

大猷院

台徳院殿乃三回覆てるる

元和七年又幸三くの乃函尾の

城を落らし三百五千石と為給て

同九年

将軍家光公上洛賀師来 門の

[illegible]乃御[illegible]

寛永十三年 [illegible]列て

[illegible]山乃城て

忠相

うつり来れ五万石と称給て

従五位下 英雄也

母い後[illegible]

[illegible]十年七歳乃[illegible]

[illegible]江戸て下向し

台徳院殿て称[illegible]

元和元年大坂再役乃節又

康俊となる[illegible]

城乃守みつゝ肖級を以て

大隅殿

右徳院殿より献じて

同年十一月

右徳院殿ゝつゝへゝ面ゝ御

小姓となる

同二年来臣ゝんを給ふ

四千石とゝくへゝ面ゝる

同六年従五位下ゝ叙せ

英仙守ゝ任じて

寛永十年御書院番乃改となる

同年二ゝんをゝへ給ふゝ新合

八ゝ石と領しゝ以ゝ十騎長

二十人をあづかる

忠将

俊理　母八稲垣摂津守重綱ゝ女

寛永十年八歳の時ゝゝめゝ

将軍家小姓たる由つる

忠彦

四郎　母いとつねなる

寛永十年七歳乃ち初て

将軍家小姓たる由つる

重沢

平七郎　母いとよりなる

女子

母ちよたるゝ

正保元年九月用将ゝ書

女子

母こうるゝ

女子

母こうたるゝ

女子

母こゝたるゝ

俊昌

主馬助　生国会津

毋後次ぐ
元和七年江戸より
台徳院殿を葬る
同八年　叡命ありて小姓
とりたる
同九年来地より帰る
同十年二百石とくわへ
後次
同義勝　別腹

寛永十二年
将軍家を葬る
同年浅小姓組乃者とつ母
同十五年粮米を給ふ
景次
将監　従五位下　毋ハ後次より
元和七年
台徳院殿へ渇
同八年

将軍家へつくて国つ[illegible]小姓と
なる
同年 来地五百石を給ふ
寛永元年 従五位下に叙じて

女子
前田大和守光高妻 右近衛少将豊前

康長
従五位下

母は吉良左兵衛守宗義が女
寛永九年
右近衛少将
将軍家へ謁
同十七年 従五位下に叙じて

康好
兵部 母上へ
寛永十二年十四歳にて
将軍家へ謁

後世

右京　母は上杉なるべ

寛永十二年十二歳にて

将軍家を拝したてまつる

後勝

式部　母は小笠原なるべ

寛永十八年十七歳にて

竹千代君に従へたてまつる

後正

女子

伊賀　母は上杉なるべ

母は上杉なるべ

牧野大和守妻

家政　尼門に養

国立公文書館
National Archives of Japan

本多

重沢

作蔵　参河国生まる

七歳の時より清康君　廣忠卿

東照大権現に仕へ奉る

永禄六年三河国にて

武勇の門徒一揆乃ときに重沢

国立公文書館
National Archives of Japan

宗旨をあらため誓書をとりつぎ
ことを云ひしに一揆多乃屋
ゆへ入火ともるるその法敷人
を討とるるもちろん死をう
とひ軍たんとしげ海て
大猷院さまと感じ給ひ参別
器侍の色をを乗地を給る
ある時旗下の士織田信忠の家人と海
論もるるもありてその理非決断

志ぐ〳〵ちに手を引く信忠合とぶ
していく面方ともに士二人と
あり鉄火とるめその理と決す
ぶしとたちかれふるく
大猷院重次とめしく汝庇て代く
信忠乃令ちごぶきやいるとと
乃海ふ重次遠く信忠ちごび
たくさつるとき
大猷院御ちづく掛乗と給る重次

伊賀八幡宮のおうとをひく鉄
炮をとりこもすいさつをすてしず
ゆゆへ諸下の士卒より逆寇として
元亀三年十二月二十二日重則
三方原合戦迫陣のとき重次殿を
味方敵兵を射ゆゆへ
うちぶちとるもうちとひく敵十騎
ばかり競ひすむ重次能とりて後
乃ゑ引てかゑる士一人と突倒し
とるとりもとれ首をとりそのゑう
ゑく演松乃城へ引
大権現ゆゑ重次
あるかじめ鉄炮のそなへと備うけ
城中よりおろく兵粮とおさめ
大権現ゆゑ感あるく重次と
二曲輪をとり
天正元年武田道遠軒甲州乃
兵を引乃乗り出ゆゑ時重次

作をうけ屬ら一方よりむひて戰
功あり

同二年五月二十一日參河國長篠合戰
乃時重次敵七八騎乃中へかけ入
組討ニ成ル首を獲乃敵云
重次とうこんとす重次おしかひて
疵とうふるゆ七箇所おうて且倒
左の肩と切つぶさる時ニ郎清等
けうこうら敵二騎と討とる也乃

少人ハ御堂ふもゆ焼ぬ

同四年五月十一日
大猷院重次が宅ニ
渡御ありし時
志摩の国勝の地と領地を且倒
名命あり〳〵騎士百人とあづかり
嫡子成重も同ク 御前ありし
て秋廣の御服を賜ふ紀ル
成重五歳仙千代と号す
同九年を刑ニる天神とあ祭ル

元亨次　伯耆国より海上一方へ
むかひ首十八級生虜十人とえたり
同十二年五月合戦のとき
勾命ありて早速の城へ居て
同年蝋燭乃城をせしるとき亨次
大将現秀吉と和睦乃ときこれ伯耆
長男勝千代ハ重次が子成重
作りたまへる人質として京都へ

いたるうちに和睦の遷変ありし
ゆへ　これ八月ごろ小刀ハ重次
ハらりとめぐ　質子成重と刀
ふたつ　ゆへ　洋礼せむ
大将現吉と感し　給
乃城を出る
乃ときこと　長浜乃城を出る
作渡り　云　いたる
乃ときに　乃ときに

ゆゑ
大猷院様御代ハ志摩守重次
御ひいき御人ゟ出世ハ
ちゑにをひく重次ゟ命じて城
居ハ重次が云ふ所
ゟ出ること
ハ御ゆるし也 御命ていく重次ハ
年ゟ出ぬ先ゟ御ゆるしの

感書ゟ成重が名と申
後世ゟ名ゟ出ず
成重が名をあらためて丹下
と号せるゟ
ゟ御つる也 城番乃士二百人
とつけらるゝ後刑
大猷院の御掌て吸もる時 名命
ゟ屋久能乃番城を御ゟ也
後世の政務とつゝ

同十八年右刑小田原城乃時敵兵
戸倉城といで刈田狩をなんとす
重て出られと迎て延山城戸の道
いるるとあひぐ小首二十五級を
えられ小田原城のうち寄手
大将頼て告いたく多人を送
年人質とひて小参別よかるう
ちじ是長坂て加賀を得
をとうて右といはるもあへまで

たれ亀ちろよりさるところあり
大将頼立ると亀ちの列とるす事
なうれるうち土豪よりく
大将頼立沢よ命ぎて上絹を古井戸な
屋居せめ乗地こよてとなりう
かとばけるも抵抗とゆるさる
六十八歳て病死て 法名
言名

成重

従五位下　兵部少輔　仙石代
又丹下と号し　壱万貫拝領する
天正四年成重　五歳の時くらめく
大徳院を法礼しまつる時
秋廣乃佩服を賜ると
同十八年小田原陣乃とき　作と
うけ給はりまつる父重次

雄下乃うしろ乃どるへとるら作と
つくむ世とき父重次秀吉の命乃
ちからを屏風ちて正光へて　作を
かうちの宮ちしまつる乃ち成重と
備ちりどき居ちて
慶長五年関原陣乃とき雄下よ
りまつる作とつとめ
同十六年越前忠直の臣人海浄
乃ちありこしまつる成重

命をうけて国々に制法を申付す
越前へ同じく同日九鬼嘉隆と
寺領四万石と給わる
同十九年大坂御陣の時成重忠を
召属しられ鉄砲十二月
四月味方ヶ原にて天王寺にて
攻成重と池田陽庵の間と
やがてとて和平ふるとも紀
敵兵ちらるつゝこゝろ矢石成重が

兜の左と鎧の胴に据とふかゝる嫡男
重能も国を出をうちとれ是又
成重が郎従矢石ふかるゝ死する
もの十六騎疵をうけるもの百余
人うちとられこゝろ強年十八歳
なる成重打つゝめ戦のとき紀小栗又兵
衛ちゝ若くいらせ味方を引
こりぞくぶるるを立まよふ
成重城の陽十間ばかりとなりて備と

を主鉄炮とする城とせむ時は
大猪瑠成重とめす　上役ども告げ
申度なりとにをひく重能よ
うゐへと海ゑ　業慮心
ゑしいら
大猪瑠は海ゑつとゑ
海が岸をすみく城とせむと
いはゞ引ゑてゑをみすやう
なりゑまこれ人乃ゑゞ　もるよ

あゞとやとの海成重猪ゞたゝへ
ゑ海ゑゑ軍令と告ゑるに
ゑて三りゞきぬこまゑ孤屋よい
あゞゞ流勝いとめゞ　中陣て
かゑゑといへゞゑ西ひゑ城乃猪の
色をさゝず孤い海同舟とつゝいま
て色とゑゞもしゑ世紀ゞ　れ
大猪瑠ゑまゞきゑ　てれ我ゑ
ありゑにをひゞ成重軍業て

かりうちの東城中しまのびれ者
きこる成重と生屠もとも
なかをこ野外正純が弾てつらす
正純がいらすみやふられと深もび
とちてにをひくちとちすとて
五月正純が使者こうや若くしく
きれ矢石あるるとちて中間と
見せてむかきさちち成重その矢と
ぬうどて市脇をもつて役者てと役

たれをつうす正純市脇と作く安
中小謁ちて正純小河小袖羽織者と
洋船ちてれち成重使ちて作く
御前て祖作て
大橋現乃ちて陸ちて城と攻使ふ
日ちるびぬとちて出輝ち
ちきちて四阿安房守力
御前てあつ飛脚ちいく
成重明ちてぐ小城中れ指物と

みな此日大登城事なるを
云うなれば
元和元年大坂再陣又月七日成重
諸軍ハさきだち天王寺へ進く
お戦ありて敵二騎と討
とる旦又真田が軍勢を追ちら
首二百七十三級を討捕ると大坂
門乃左乃角とうちやぶり一番乗
城中ハ入敵ハ鉄炮ともるる成重が

鎧乃左の肩ハあるとおもうれども成重
ちらしを事とせずに城乃門乗
いちらく首二十八を斬城中ハ
ハ火ともるる成重が郎従討死する
首又人数をかくしるるの七人なり
ちらをもく

大猪頭

右徳川殿乗ハ謁乃事と云ちて

戦場

大權現大うり[illegible]と感じ[illegible]一[illegible]
大權現二条乃川堀うり渡部あり[illegible]る
をひく日こゝ成京とめて先鋒の
事ととゝ世こゝ面ゝ[illegible]又作ゝ[illegible]く
敵勢ゝ多勢ありて結を合ゝやと
のこゝ面ゝ成京巻こゝ面ゝ[illegible]く
敵気ゝ[illegible]ゝ弱して結とあゝ[illegible]ふ
とよじゝ[illegible]
大權現ゝ[illegible]とゝ[illegible]ひゝ面ゝ奉

いゝく地ゝ家ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ面ゝ[illegible]
一時地中ゝ入事ゝ面ゝと[illegible]
決ゝ[illegible]ゝ時刻ゝ[illegible]ゝ面ゝ
成京つ面ゝ[illegible]ゝと云ゝて
大權現ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
こゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ作ゝ[illegible]ゝ面ゝ
敵ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
をひく岡崎乃御地なゝびて

御茶屋　を造る

右法院殿もまつご敷度　御前より

戦場に参とまつ出給ふ

忠亮も御こ成度御力と

上ゆつり遂せる

寛永元年五月ゆるす

右法院殿よつゝ御つ乗物六

二百石ゝとゝ御ゝ

百石減ず

重能

法五位下　源清当

寛永十一年

大猷院を御礼しまつる　右衛

をかゝる

右法院殿よつゝ御

元和元年大坂乗陣乃と記

大猷院の御をゝ

越前兄弟乃御

り居て
寛永十い年十二月晦日浪五位下よ
叙して

重看

大膳亮　従五位下馬郡井郡よりの
初の乃記事多丹波守冨正ましと
奏くるとすの乃ち京子と偽ふふら
て又成重ゞ伴ふふる
慶長十九年大坂陣乃時十二月

四日天王寺口せめすむ乃時重看
陽庵乃猟の道よりふる今あるう
らくさりぞく
元和元年大坂再陣五月七日合戦の
とき重看冨正ゞ先ちとと一番
うるとゆくる敵陣よりみ詰兵
を撃くその首とる冨正ましを
みるとふふる冨正ましを敵
矢と討ちら冨正ましもて京橋の

門ていの場にいたる此
大權現
白川院殿と称し奉る
寛永三年の比
白川院殿
将軍家より追号
重変
冊下　生母
元和三年の比

白川院殿ゟ謁
文成京越前ゟ
御地三千石と
称ス今
将軍家ゟ仕
重方
民部少輔
越前参議忠昌ゟ

家紋（いへのもん）

丸囲（まるのうち）に三葵（みつあおい）

中多

重次

低長藻

中多義譯守成重ガ父ナリ上ル

重玄

九郎　生年卷何

東照大権現に仕へ奉つる
永禄年中参河の野合戦のとき
討死す

秀吉

九郎　生母同家
父重吉うち死のとき秀吉はいとけなきゆへ伯父重次
大権現の仰をうけ秀吉を
養育し給ふ
もとめ給ひ姫に重吉が遺跡を継
給ふ
大権現つゝしみて仰を
受給ふ
元和二年小死す歳五十二

玄蕃

九郎　生母同家
大権現に仕へ奉つる

寛永五年関原御乃記
作をうゝ為ら面ら
白川院殿ゝつゝて面つる
四十ゝ年ゝ死を

白里

五ゝ歳　生国四国
寛永十四年めゝ
白川院殿ゝ洛ゝ
将軍家ゝつゝ

玄重

十歳
将軍家ゝつゝて
成ゝ

五ゝ歳　生玉孝義
寛永九年めゝ
将軍家ゝ仕ゝ面つる

吉宗

九年ニ　生母武蔵

寛永八年

将軍家ヲ継ク

家正

権右馬　生母国蔵

元和二年

右徳川殿ヲ継ク

寛永元年ヲ

初軍家ヨリ

家綱　九門ヨリ養

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan